平成２３年（フ）第１１０号
茨城県神栖市大野原６丁目１番62号　坂本荘２号
債務者　佐々木正輝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２３９号
兵庫県明石市小久保４丁目３－８　ビッグバード205号、住民票上の住所兵庫県明石市明南町２丁目18番15号　ハイツ明南
債務者　石野美代子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
兵庫県明石市西明石南町２丁目10番８号　ハイツＴＯＭＩＴＡ202号、旧住所兵庫県明石市二見町東二見117番地の１ライオンズマンション明石海浜公園903号
債務者　田中　敏博
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
神戸市西区池上４丁目18番地の８　101号
債務者　みのや不動産こと　稲野　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
奈良県大和郡山市筒井町884番地１　ヴィエンシャトレー小池606号
債務者　林　　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０８号
奈良県大和郡山市筒井町884番地１　ヴィエンシャトレー小池606号
債務者　林　　昌太
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０９号
奈良県大和郡山市筒井町884番地１　ヴィエンシャトレー小池606号
債務者　林　　茜
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１０号
奈良市中筋町35番地
債務者　樋高　十整
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１７号
奈良市東九条町231番地の18
債務者　家田　智弘
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
奈良県桜井市大字谷18番地
債務者　重坂　嘉子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５５２号
奈良市西大寺高塚町３番18号
債務者　中嶋　英次
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４９号
徳島県徳島市明神町２丁目13番地の７　シャルム富田305号室、旧住所徳島県鳴門市大津町木津野字養父の内２番地１
債務者　杉山由香里
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１８号
大分市岩田町３丁目４番19号
債務者　藤丸　敏彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１９号
大分市岩田町３丁目４番19号
債務者　藤丸　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８２号
大分県由布市庄内町渕3484番地１
債務者　森山可奈子（旧姓江副・田北）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６１号
盛岡市大新町10番10号　アップルハウス大新町204号
債務者　伊藤　　健
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４６５号
盛岡市天神町13番６号　天神ハイツ10号、住民票上の住所岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地18　市営天下田アパートＦ104号
債務者　五十嵐幸弘
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部